

人権週間ギャラリー展

# アイヌ ◆ ネノ ◆ アン ◆ アイヌ

人間 ◆ らしく ◆ ある ◆ 人間

北海道開拓・開教の歴史から問われること

結城幸司の作品世界をとおして

2017年 12月8日(金)~2018年 1月31日(水)

9:00~16:00

真宗本廟(東本願寺)参拝接待所ギャラリー



「お山の力を感じる時」結城幸司 Kouji Kakei

真宗大谷派  
東本願寺  
shinshu Otani-ha

## 開催にあたって

その昔この広い北海道は、私たちの先祖の自由の天地でありました。天真爛漫な稚児の様に、美しい大自然に抱擁されてのんびりと楽しく生活していた彼等は、真に自然の寵児、なんという幸福な人たちであつたでしょう。(知里幸恵編訳『アイヌ神謡集』)

アイヌ文化伝承者の知里幸恵さんは、かつて「蝦夷地」と呼ばれていたアイヌモシリ(人間の大地)を、このように謡っています。

しかし、明治政府はアイヌモシリを一方的に日本へと組み入れ、アイヌ語の使用を禁じるなど、アイヌ民族の伝統的な生活を破壊しました。私たち真宗大谷派もその国策に協力し、北海道開拓・開教を積極的に進めました。当時の教化の様子を描いた「北海道開拓錦絵」には、地面に座らせたアイヌ民族に法嗣・現如上人が名号を「下付」する様子が描かれ、しかもそれが宗祖の「御化導」と重ねられ、正当化されています。

1977年の「大師堂(御影堂)爆破事件」は、この歴史にあらためて出会う契機となりました。爆破という手段はけっして容認できることではありませんが、事件の決行声明にある「天皇制日本国家の存在としての侵略と搾取を支持・容認・黙認してきたすべての宗教に対する断固たる批判」という言葉は、宗祖の精神を喪失してきた私たちの歴史に対する批判と、共に生きることを願う「叫び」ではなかったでしょうか。

その後、始まった交流から、明治以降の時代の中をどのような思いで生きてこられたのか、土地を奪われ、差別されたアイヌ民族によるたたかひの歴史と、自然と共に生きる文化・伝統を知ることとなりました。

明治維新から150年になる2018年に向け、記念事業が日本各地で予定されています。その歴史を私たちはどのように記憶してきたのでしょうか。

あらためて私たちの国と、私たち自身の歴史とその在り方が問われているように思います。共に生きあえる世界を願って、人間回復への道を歩みたいと思います。

2017年12月

真宗大谷派宗務総長 但馬 弘

本展の開催にあたり、所蔵者をはじめ、関係諸機関、関係諸氏のご協力、ご助言に加え、展示協力をいただきました。ここに記して、心よりお礼を申し上げます。(順不同・敬称略)

北海道アイヌ協会  
大阪人権博物館  
北海道新聞社  
解放新聞社

北海道教区教化委員会  
結城 幸司  
竹内 渉  
訓覇 浩

## 1. 「維新と開拓」とアイヌ民族

明治政府は、1869年にそれまで「蝦夷地」と呼んでいたアイヌモシリ（アイヌの大地）を「北海道」と改称しました。1871年の「戸籍法」により、アイヌ民族も天皇の赤子として「平民」に編入し、日本国民に統合しました。1877年には「北海道地券発行条例」を制定し、北海道を「無主の地（所有者がいない土地）」として官有地に編入しました。この大地を日本人に払い下げ、「開拓」を進めていったのです。政府は、大地を奪い、さらにアイヌ語の使用を妨げ、日本語の使用を強制し、アイヌ民族の伝統的な生活を破壊していきました。こうして日本人化の強制という同化政策が遂行されました。

しかし、その制定理由も名称も差別法である「北海道旧土人保護法」（1899年）などに示されるように、それまでの同化政策により弱体化したアイヌ民族を「保護」するとして、「旧土人」と二級市民として扱い、法制度的にも差別してきたのです。同化政策は、日本人化を強制しつつも排除の機能も併せ持っていました。

知里幸恵さんが自著『アイヌ神謡集』（1923年）の序文で、「先祖の自由の天地」と表現したアイヌモシリが、日本へと組み入れられて以来約150年。かつて、滅びゆく民族と言われ、アイヌ語をはじめとする伝統文化はずたずたにされてきました。しかし民族の誇りは消えることはありませんでした。

1984年より、北海道ウタリ協会（現北海道アイヌ協会）は、文化面も含めた民族の権利回復と自立化基金などによる経済的自立を目指した、いわば民族基本法である「アイヌ民族に関する法律（案）」（アイヌ新法案）制定を政府等に要請し、全国にその支援を呼びかけました。それは次の6つの柱からなっています。1. アイヌ民族に対する差別の絶滅をこの法の基本理念とする 2. 民族特別議席の付与 3. 教育・文化の振興 4. 農林漁業、商工業対策 5. 自立化基金の設置 6. アイヌ民族政策を検討する審議機関の設置。

また、1992年国連総会会議場での国際先住民年の開幕式典にて、北海道ウタリ協会野村義一理事長（当時）が記念演説をしました。先住民族としてのアイヌの存在と、アイヌ民族が直面している諸問題と、その解決方法を国際的視座から提示し、日本国内は勿論、世界的にアイヌ新法制定の必要性をアピールしました。

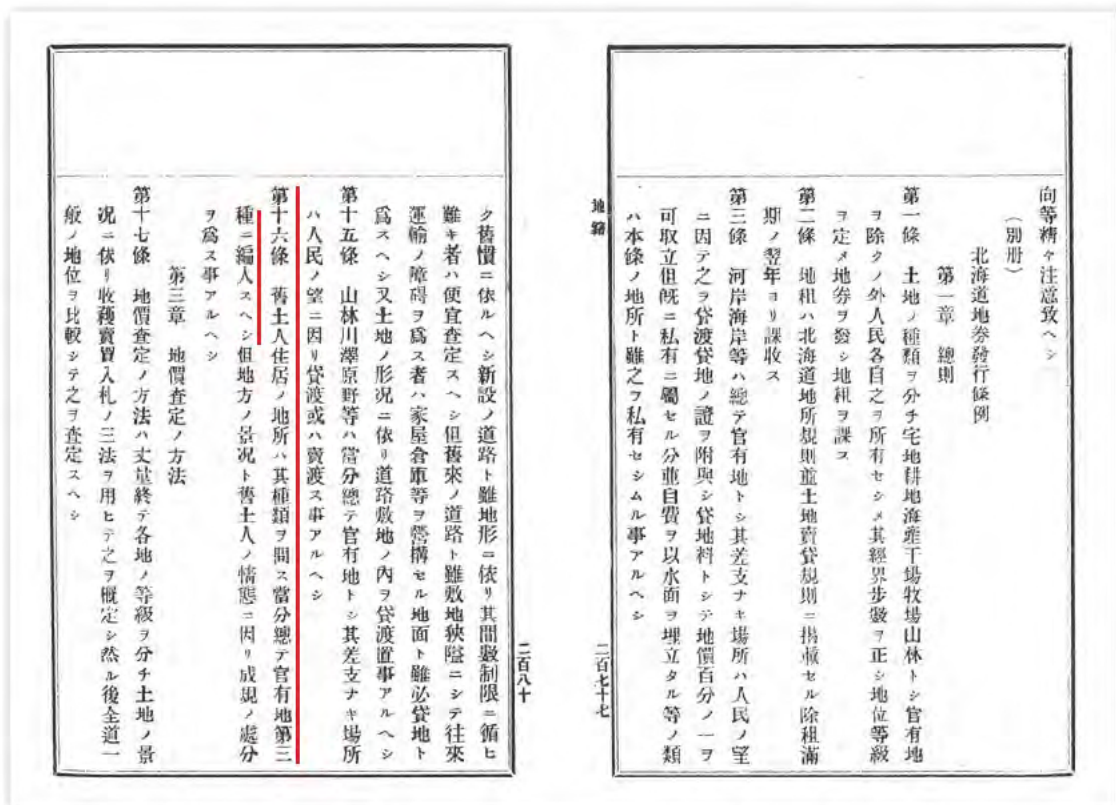
政府は、1997年に「アイヌ文化振興法」を制定しましたが、「アイヌ新法案」の6つの柱のうち、「文化の振興」だけを保証した法律でした。残された課題を先住民族の権利に関する国連宣言の精神に沿って、実現していかなければなりません。

黒人や北米先住民族の解放運動、そして部落解放運動などの影響を受け、1970年代頃から、これまでの融和的な活動とは別に、アイヌ民族の復権を目指した活動がアイヌ解放同盟代表の結城庄司などにより取り組まれるようになりました。このように引き継がれてきたアイヌ民族の尊厳を保持するたかひにより、繰り返されてきた迫害にも屈することなく、アシリ・チェブ・ノミ（新しい鮭を迎える儀式）の復活など、アイヌ文化は少しずつではありますが復興しつつあります。また、その影響を受け民族の誇り・尊厳を取り戻し、厳しい差別が存在する現状に打ち勝つ力をつけた若者が育ってきています。さらに、伝統文化を基底にしつつ、その上に新しい文化を創造する芸術性豊かな動きも見られます。



地券

大阪人権博物館：蔵



北海道地券発行条例

1877(明治10)年 『開拓使事業報告』附録布令類聚 大蔵省

明治政府は1877年に「北海道地券発行条例」を制定し、北海道を所有者のいない「無主の地」としてアイヌ民族の住居地も含め一方的に官有地に編入した。そのうえで官有地とした「北海道」の大地を日本人に払い下げ、「開拓」を進めていった。

○ 朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル北海道舊土人保護法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十二年三月一日

内閣總理大臣 侯爵 山縣有朋  
内務大臣 侯爵 西郷從道

法律第二十七號 (官報 三月二日)

北海道舊土人保護法

第一條 北海道舊土人ニシテ農業ニ従事スル者又ハ従事セムト欲スル者ニハ一戸ニ付土地一萬五

千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得

第二條 前條ニ依リ下付シタル土地ノ所有權ハ左ノ制限ニ從フヘキモノトス

一 相續ニ因ルノ外讓渡スルコトヲ得ス

二 質權抵押權地上權又ハ永小作權ヲ設定スルコトヲ得ス

三 北海道廳長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ地役權ヲ設定スルコトヲ得ス

四 留置權先取特權ノ目的トナルコトナシ

前條ニ依リ下付シタル土地ハ下付ノ年ヨリ起算シテ二十箇年ノ後ニ非サレハ地租及地方稅ヲ課

セス又登録稅ヲ徵收セス

舊土人ニ於テ從前ヨリ所有シタル土地ハ北海道廳長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ相續ニ因ルノ外

之ヲ讓渡シ又ハ第一項第二及第三ニ掲ケタル物權ヲ設定スルコトヲ得ス

第三條 第一條ニ依リ下付シタル土地ニシテ其ノ下付ノ年ヨリ起算シ十五箇年ヲ經ルモ尙開墾セ

サル部分ハ之ヲ沒收ス

第四條 北海道舊土人ニシテ貧困ナル者ニハ農具及種子ヲ給スルコトヲ得

第五條 北海道舊土人ニシテ疾病ニ罹リ自殺治療スルコト能ハサル者ニハ藥費ヲ給スルコトヲ得

第六條 北海道舊土人ニシテ疾病ニ罹リ老衰又ハ幼少ノ爲自活スルコト能ハサル者ハ從來ノ成規

ニ依リ救助スルノ外仍之ヲ救助シ救助中死亡シタルトキハ埋葬料ヲ給スルコトヲ得

第七條 北海道舊土人ノ貧困ナル者ノ子弟ニシテ就學スル者ニハ授業料ヲ給スルコトヲ得

第八條 第四條乃至第七條ニ要スル費用ハ北海道舊土人共有財産ノ收益ヲ以テ之ニ充ツ若シ不足

アルトキハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

第九條 北海道舊土人ノ部落ヲ爲シタル場所ニハ國庫ノ費用ヲ以テ小學校ヲ設ケルコトヲ得

第十條 北海道廳長官ハ北海道舊土人共有財産ヲ管理スルコトヲ得

北海道廳長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ共有者ノ利益ノ爲ニ共有財産ノ處分ヲ爲シ又必要ト認ム

ルトキハ其ノ分割ヲ拒ムコトヲ得

北海道廳長官ノ管理スル共有財産ハ北海道廳長官之ヲ指定ス

第十一條 北海道廳長官ハ北海道舊土人保護ニ關シテ警察令ヲ發シ之ニ二圓以上二十五圓以下ノ

罰金若ハ十一日以上二十五日以下ノ禁錮ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

附則

第十二條 此ノ法律ハ明治三十二年四月二日ヨリ施行ス

第十三條 此ノ法律ノ施行ニ關スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

## 北海道旧土人保護法

法令第27号 『法令全書』1899(明治32)年 内閣官報局

「北海道旧土人保護法」は、「同化政策」を推進する明治政府の対アイヌ民族政策の集大成として1899年に制定された。

この法案が議会で提出される背景について、「アイヌ民族は、皇化に浴する日尚浅く、その知識の啓発が頗る低度なため、内地人の北海道への進出で、日に月にその活路を失い、空しく凍死を待つの外ない観がある。これは優勝劣敗の理勢で仕方がないが、アイヌ民族も天皇の赤子であるから、一視同仁の叡旨にそうよう救済の方法を設けた」(取意)と言われている。

この法のもとで、もともとアイヌ民族のものであった土地を、政府による「保護」という名目で、再度アイヌ民族に「下付」(上の者から下の者に与えること)された。それには、(1)農業に従事すること、(2)15年以内に未開墾の場合は没収、(3)相続以外の譲渡や諸物件の設定の禁止、という条件が付けられていた。すでに10年以上も前に、和人に対する大規模な耕作適地の払い下げが行われており、アイヌ民族に分配された土地は、その残りの湿地や山間の傾斜地なども含まれた条件の悪い土地であった。この法律は、形を変えながらも、1997年まで存続した。



北海道士人風俗画(図録)

大阪人権博物館：蔵

1903(明治36)年に開催された内国勸業博覧会に際し「学術人類館」という施設が作られ、アイヌ民族を見世物として展示した。「北海道士人風俗画」は、その際に販売された風俗画。



『北海道移住手引書』

大阪人権博物館：蔵

1895(明治28)年、北海道庁植民課編。和人が北海道に移住するための手引書で、法規、各統計、各種届け出書の記入方法、鉄道の運賃表まで多岐にわたって収録されている。「植民地」という言葉が随所に見える。



新しき日本 拓殖博覧会(ポスター)

大阪人権博物館：蔵

1912(大正1)年に開催された明治記念拓殖博覧会のポスター。「新しき日本」の「植民地の縮図」として「朝鮮」「台湾」「関東州」注「樺太」「北海道」と列挙されている。この博覧会では、アイヌ民族が「新領土の土人」として、見世物的に「陳列・展示」された。注 中国遼東半島南部、旅順・大連の港湾を含む日本の租借地





墓を暴いて骨格調査



イチャルパ(供養祭)の様子

アイヌ民族に関する人権啓発写真パネル展実行委員会：提供

1930年代から、北海道渡島支庁管内の八雲町遊楽部浜でアイヌ民族の墓が盗掘され、人骨が優生学上の研究対象として持ち去られた。それ以降、北海道の各地で研究者によるアイヌ民族の墓の盗掘が学術研究の名のもとに行われた。この写真は、北海道大学の児玉作左衛門の研究室に持ち込まれた頭蓋骨と埋葬品である。1980年代に、北海道ウタリ協会は人骨の返還とその追弔・供養を求めた。1984(昭和59)年に納骨堂が造られ、969体が納められている。その後、毎年イチャルパ(供養祭)が行われるようになった。



「民族共生象徴空間」の慰霊施設予定地で工事の安全を祈る伝統儀式カムイノミ

北海道アイヌ協会：写真提供

2017年6月3日、北海道白老町で、全国の大学に保管され返還先のないアイヌ民族の遺骨が納められる慰霊施設予定地で行われた。参列の北海道アイヌ協会加藤忠理事長は「先祖は魂の自由まで荒らされた。その過去を水に流すことはできないが、慰霊のための施設が景観の素晴らしいこの大地に整備されるのはうれしい」と語った。

「民族共生象徴空間」は、アイヌ民族の歴史、文化等に関する各層の幅広い理解の促進、将来へ向けたアイヌ文化の継承、新たなアイヌ文化の創造発展につなげる拠点として2020年4月の一般公開に向けて整備が進められている。



## 『北の光』

大阪人権博物館：蔵

1946(昭和21)年2月24日、今日の「北海道ウタリ協会」の前身にあたる「社団法人北海道アイヌ協会」が設立された。「本会はアイヌ民族の向上発展、福利厚生を図るを以て其の目的とす」とし、教育の高度化、給与地返還運動などを進めた。『北の光』はその機関誌。その中で詩人の森竹竹市は「曾て侮蔑の代名詞として冠せられたアイヌ—自分たちもさう呼ばれる事に依って限りない侮辱感を抱かせられた此の民族称を、今度こそ誇りを以て堂々名乗って歩かう」と呼び掛けている。

## 結城庄司氏の闘い

アイヌ民族復権運動のリーダー結城庄司さんは、「アイヌ民族の復権とは、民族としてのあらゆる誇りを回復するのが解放の道であって、アイヌの自覚を捨て去ることではない」との強い姿勢で運動の先頭に立ち、アイヌ解放同盟や札幌アイヌ文化協会などを設立、アシリ・チェブ・ノミ(新しい鮭を迎える儀式)の復活や、ノッカマップのイチャルパ、クナシリ・メナシの戦いの供養祭などを始めた。それらの運動はさまざまな形で現在まで引き継がれてきている。



## 『アイヌ解放』創刊号

大阪人権博物館：蔵

1977(昭和52)年4月 アイヌ解放同盟発行  
アイヌ解放同盟は、アイヌの尊厳を守り、先住権・自決権に基づくアイヌ民族の権利回復を主張した。『アイヌ解放』創刊号ではアイヌ民族と天皇制をテーマに、「蝦夷地は皇国の北門」ではなく、政府が推進する同化政策は「毒饅頭」だと批判した。



北海道新聞社：写真提供

1977(昭和52)年12月、北海道大学教授の差別発言、差別的歴史観に対し抗議の座り込みを行った。このとき結城さんは、アイヌ民族はすでに和人に同化したとして存在を否定し歴史を「切り捨てた」ことや、アイヌ民族の身体的特徴などについて「軽蔑、侮蔑、差別的発言」を行ったこと、アイヌ民族問題をタブー視し隠蔽してきた最高学府である大学の責任を問うた。結城庄司さんは、1983(昭和58)年45歳で逝去された。





## 国連で演説する北海道ウタリ協会の野村義一理事長(当時)

北海道新聞社：写真提供

1987(昭和62)年にジュネーブで開催された国連先住民会議に、北海道ウタリ協会は「日本の単一民族国家論の否定にかかる直接要請行動のスタート」としてはじめて参加した。アイヌ民族の存在と現状を訴え出席者に感銘を与えた。

その後、多くの人たちが国際会議や交流の場で、アイヌ民族の誇りと先住民としての権利の保障を訴え続けてきた。日本でも先住民を招いた会議が開かれた。これらの活動は、アイヌ民族を先住民と認めていなかった日本政府に対し大きな問題提起となっていた。1961(昭和36)年、北海道アイヌ協会は北海道ウタリ協会と改称。生活向上のための活動、アイヌ新法制定要求運動や、文化の伝承や市民に対する課題共有、民族復権に向けての活動を展開している。2009年4月、北海道アイヌ協会に名称を変更した。



## アイヌ新法制定要求 北海道旧土人保護法廃止運動

北海道アイヌ協会：写真提供

1899(明治32)年に制定された「北海道旧土人保護法」は、1997年アイヌ民族を中心とした粘り強い運動により廃止された。同時に「日本国に固有の文化を持ったアイヌ民族が存在することを認め、日本国憲法のもとに民族の誇りが尊重され、民族の権利が保障されること」を基盤に新しい法律を要求した。「アイヌ民族に関する法律(アイヌ新法)」は、文化面も含む民族の権利回復と経済的自立を目指す抜本的かつ総合的な民族法であった。1997年に制定された「アイヌ文化振興法」は、文化振興に限定され、民族の先住権などには一切触れられていない。

今後は、「アイヌ文化振興法」を基礎に、アイヌ新法制定に込められた願いをしっかりと受けとめ、新しい法律の形にしていくことが求められている。

## 2. 「アイヌモシリ」と大谷派教団

1977（昭和52）年11月2日、東本願寺の「大師堂（御影堂）」が爆破されました。

「決行声明」には、「東本願寺は日本国家とともにアイヌモシリ（アイヌの大地）を侵略し、（略）日本人への精神的奴隷化を推しすすめた」ことへの批判とあり、本願寺の象徴としての「大師堂」の爆破という形で、私たちにこの課題を突き付けたものでした。

大谷派は「『闇の土蜘蛛』の大師堂爆破声明について」と題した教学研究所声明を出して、この批判は「宗祖親鸞聖人の精神を喪失してきた宗門の歴史に対する、教法による批判と同じ重さをもつもの」であり、聖人の精神回復を求めて「宗門の退落の歴史、その紆余曲折をわれわれ自身の責罪として、身に負」うことを表明しました。ここで問われたことは、1869（明治2）年から始まる大谷派による「北海道開拓・開教」の歴史です。

1869年、明治政府は、「開拓使」を設置し、積極的に北海道開拓を推進しました。それは先住民族であるアイヌの人々の暮らす「アイヌモシリ」を「北海道」と名づけ、大地を切り拓くだけでなく、住む人々もろとも、明治国家権力の支配下に組み込むことでした。そのためにアイヌ民族に対して「同化」政策を推し進めました。まず、北海道全土を官有地化し、非農耕民族であるアイヌ民族に対し農業奨励、アイヌ式狩猟禁止、そしてアイヌ語の使用に対する圧力、日本式姓名使用の強制等です。先住民族であるアイヌ民族に対して、その生きる大地を奪い、文化を奪い、侵略者の文化、生活様式を押しつけて、アイヌの民族の尊厳を奪いとるものでした。

大谷派は、開拓使が置かれる前に政府に対し開拓・開教の『願書』を提出、1870（明治3）年には、現如法嗣が渡道しています。『願書』には、「新道切開」、「移民奨励」、「土人」から出稼ぎのものまでへの教化」等が謳われ、「御国恩」に報いることを誓っています。さらに、当時の教化の様子を描いた「北海道開拓錦絵」には、地べたに座らせたアイヌ民族に、現如より六字の名号を「下付」する様子が描かれ、それを宗祖の「御化導」と重ねて正当化してきました。私たち大谷派教団には、明治国家権力に追隨してアイヌとして生きる人々の人権を奪ってきたと言わざるを得ない歴史があります。

このような非違の歴史によって、今も差別の中に生きることを余儀なくされ、だからこそ「アイヌ・ネノ・アン・アイヌ（人間らしくある人間）」として生きる人々がいます。「爆破」という行為は決して容認されることではありませんが、そのことが顕わにした私たち宗門の非違の歴史と、それを問うことすらなかった私たちの「宗教性」を、今こそ問い返していかなければなりません。私たちは、このような歴史を持ちながらもなお「シサム（善き隣人）たれ」という願いに、これ以上背き続けることはできないのではないのでしょうか。

蝦夷地之儀ハ 皇國ノ北門直ニ山丹湯州ニ  
 接シ經界粗定トイヘ凡北都ニ至テハ中外雜  
 居致候處是迄官吏之土人ヲ使投スル甚苛酷  
 ナ極ノ外國人ハ頗ル愛恤ヲ施シ候ヨリ土人  
 柱々我邦人ヲ怨離シ彼ヲ尊信スルニ至ル一  
 旦民苦ヲ救フヲ名トシ土人ヲ煽動スル者有  
 之時ハ其禍怒ヲ箱館松前ニ延及スルハ必然  
 ニテ禍ヲ未然ニ防クハ方今ノ要務ニ候間箱  
 館平定之上ハ速ニ開拓教導等之方法ヲ施候

太政官日誌 明治二年第五十三〇三

シ人民繁殖ノ域トナサシメラツベキ儀ニ自  
 判言得失各意見無忌憚可申出候事

蝦夷地開拓御下問書

『太政官日誌』明治二年第五十三号  
 国立国会図書館デジタルコレクション  
 1869 (明治2) 年7月、北方開拓のため開拓使  
 が置かれた。同時に、明治政府は北海道開拓を  
 開始するにあたり、国内有力団体に意見を求めた。  
 それは開拓への実質的な協力要請であった。そこ  
 には「蝦夷地」を「皇国の北門」と表現しており、  
 ロシアの南下を強く意識していたことが覗かれる。  
 東本願寺にも「御下問書」が届けられた。

今般蝦夷地御開拓の御主意、御下問有之候由奉拜承  
 候。然る處、私門末の儀は、從來松前並に蝦夷地に  
 五ヶ寺掛所取立、出稼の人数是まで教導仕居候處、  
 日増帰依の者有之候。就ては、蝦夷地の義は周回而  
 已通路有之山中一切道筋無之、何分不自由之地に御  
 座候間、為冥加、如何様の御奉公も可仕候得共、差当  
 り新道切開、石狩、久摺、十勝之深山も追々四通八達  
 の域に相成候様致し、且有志の輩は所々新開村落移  
 住為致、彼地土人は不及申、諸方より出稼之者も、異  
 教に流れ不申様仕、報御国恩度奉存候。以上

本願寺東門主使  
 下間大藏卿

御役所  
 弁事

○三日 未詳  
 御沙汰書寫  
 東本願寺光勝

今般北海道新道切立願之通被 仰付候付閑  
 拓使之揮指ヲ受ケ可致盡力旨 御沙汰候事

開拓出願書

『巖如上人御一代記II』  
 「御下問書」を受けて同年、東本願寺は政府からの要請に応える  
 形で「開拓出願書」を提出した。そこには「新道切開」「移民奨励」  
 「教化普及」という開拓・開教の三本柱が明記されている。この「願  
 書」から、東本願寺が松前に唯一あった寺院とその掛所や御坊を  
 起点に政策に歩調を合わせ、北海道開拓・開教に関わったこと  
 が読み取れる。

御沙汰書

『太政官日誌』明治二年第九十五号  
 国立国会図書館デジタルコレクション  
 東本願寺からの「出願書」を受け、開拓使から  
 開拓許可の「御沙汰書」が交付された。



## 現如上人北海道開拓錦絵 「本府御酒被下之図」

大谷大学：蔵

「北海道開拓錦絵」は、「明治3年現如上人が朝命をうけて北海道を開拓せられたときのご苦勞を画いたもの」として流布された19枚一揃いの版画。絵と同時に記されている詞書にも、アイヌ民族に対する差別的な表現が随所に表われている。

当初、東京の甘泉堂から出版されたが、のちに東本願寺版が作られ宗派内外に流布されてきた。

詞書には「物の哀れもしらぬ蝦夷人を済度したまわんとて龍飛白神の暴き瀾を凌ぎ雷電黒松内の陰き路を冒し玉ひしは祖師聖人の北陸東海の御化導も思合せられまいらせて」と宗祖の教化と重ね合わせている。法嗣は幕の内側の一段高い畳に座り、アイヌ民族を地べたに座らせ、酒と共に六字名号を下付している。それはアイヌ民族の独自の文化や在り方を劣等視した、高いところから救ってやるという発想が読み取れる。このよう錦絵が「教化」の場で使用され、このような差別的価値観が再生産され受け容れられていくことは決して認められることではない。



## 大師堂爆破事件

1977(昭和52)年11月2日、東本願寺大師堂(現在は御影堂)内で爆破事件が起きた。堂内は爆風で障子約40枚の大半が破れ、外陣柱の根本近くの畳を突き破って直径40センチの穴が開き、天井板78枚が外れるなどの被害があった。また参拝者の男性1名が軽い怪我をした。翌日に「世界赤軍日本人部隊 闇の土蜘蛛」を名のった「決行声明」が出され、「東本願寺が日本国家と共にアイヌモシリを侵略し、アイヌ民族に対する日本人への精神的奴隷化」を勧めたことが理由だとした。宗派はすぐに「『闇の土蜘蛛』の大師堂爆破声明について」と題した教学研究所声明を出し、「親鸞聖人の精神を喪失してきた宗門の歴史に対する、教法による批判と同じ重さをもつ」ものであり、聖人の精神回復を求めて「宗門の退落の歴史、その紆余曲折をわれわれ自身の責罪として、身に負う」ことを表明した。この事件を契機に、北海道開拓・開教に関する教団としての調査・取り組みを開始することとなった。事件発生から6年後に実行者が逮捕されたが、アイヌ民族ではなく和人の青年であった。

「偉業」の言葉を以て差別の事実、非違の歴史を覆い隠すことなく  
 「侵略」の言葉を以て先人開拓開教の労苦を無に帰することなく  
 様々な価値観・文化・生き様を認め合う、共なる世界を願う同朋として、民族  
 と民族の「出会い直し」をして、尊敬しあって生きたいと願うものであります。

2012年5月23日

### 「全ての開拓開教の先人をしのぶ」表白(抜粋)

北海道教区において真宗同朋会運動50年記念大会として第19回真宗同朋の会全国交流研修会  
 を開催。「全ての開拓開教の先人を偲ぶ」表白が表明された。



北海道教区教化委員会：写真提供 右写真とも



全国交流研修会では札幌ピリカコタンのチセ  
 (アイヌ民族の家屋)で、結城幸司氏よりアイヌ  
 民族の文化についての説明を聞いた。



### 『アイヌ民族差別と大谷派教団 共なる世界を願って』

真宗大谷派宗務所 2008年9月発行

1994年8月、アイヌ解放同盟、北海道ウタリ協会札幌支部と真宗大谷派北海道教  
 区、解放運動推進本部(当時・同和推進本部)とで、「北海道開拓錦絵」に対する問  
 題提起を受けた話し合いの場で、『学習資料集』の刊行が計画された。真宗大谷派と  
 アイヌ民族の関わりをひもとき、宗門の課題として共有するための学習資料集。北海  
 道の各地で学習会(解放特伝)が持たれた。



### アシリ・チェプ・ノミ

1982(昭和57)年に復活第一回を迎えたアシリ・チェプ・ノミ(新  
 しい鮭を迎える儀式)は、札幌アイヌ文化協会が中心となり、大切に  
 育てられてきた。大都会の札幌市の中心を流れる豊平川に架かる南  
 7条大橋上流に、道内をはじめ日本各地からアイヌ民族が集うこの  
 アシリ・チェプ・ノミは、今年(2017年)で第36回を迎えた。

千歳や旭川でもこの行事が再開されている。アイヌ民族の伝統儀  
 式は道内各地で地域に密着した文化伝承の取り組みとして、市民に  
 も親しまれている。

### 3. 共なる世界を願って 結城幸司作品展

アイヌ民族は、近代化と称する同化政策や人種差別、植民地主義的法体制のもとで翻弄されながらも、1923(大正12)年には知里幸恵さんの『アイヌ神謡集』が発刊され、その後も遠星北斗さんやバチェラー八重子さん、森竹竹市さんらアイヌ民族自身により、その文化の素晴らしさや独自性、民族の自覚を、詩や歌で訴え続けられていきました。戦後も先住民族としての権利を回復する運動が展開され、「北海道旧土人保護法」の廃止や「アイヌ文化振興法」の制定、2009(平成21)年には衆参両院での「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」などにもつながり、現在も力強く展開されています。

しかし、現在インターネット上でのアイヌ民族に対する誹謗中傷や偏見、誤解に満ちた言説や書き込みが飛び交い、ヘイトスピーチが行われているという状況が続いています。そのような差別の中でもアイヌ民族の誇りや尊厳を様々なかたちで表現する人々が生まれ続けています。

結城幸司さんは版画・木彫作家、またアイヌ民族運動家と自らを名のられています。アイヌ協会の理事であった祖父、アイヌ文化の継承・活動した祖母、アイヌ解放運動の先頭に立った結城庄司を父に持ち、現代のアイヌ民族が置かれた状況に苦しみ、もがきながらも、「差別されたもの同士だけが連帯を組むのではなく、一人の人間としてもっと優しく、気づいたものがあれば関わっていく。そんな運動をしていければと思います」と活動されています。

アイヌ民族の権利回復運動は、決してアイヌの人々だけのものではありません。日本に住む私たち市民一人ひとりがアイヌ民族の歴史、文化を互いに理解し、多様性を認めあう社会をかたちづくることが求められています。



お山の力を感じる時

結城 幸司 (ゆうき こうじ 1964年4月)

日本の版画家・木彫作家・アイヌ民族運動家・ロックシンガー。アイヌ解放運動活動家の結城庄司の息子として生まれる。2000年に、『アイヌアートプロジェクト』設立。2001年カナダの先住民カヌー大会に「イタオマチブ」で参加。2008年1月NHK・ETV特集「僕たちのアイヌ宣言～民族と自分のはざま～」に出演。同年7月開催された「先住民族サミット」アイヌモシリ2008の実行委員会事務局長。その時、先住民族の人権および民族自治権に関する「二風谷宣言」が採択された。



嵐の中の孤独の重なり



影と旅立つ



カムイピリマ-神々のささやき



ホロケウカムイ-叫ぶ神さま(オオカミ)

真宗大谷派  
**東本願寺**  
shinshu Otani-ha  
www.higashihonganji.or.jp

浄土真宗の教えに関する様々な情報を発信しています。

**浄土真宗** <http://jodo-shinshu.info/>  
**ドットインフォ** **浄土真宗ドットインフォ** **検索**



主催／お問い合わせ 真宗大谷派(東本願寺)解放運動推進本部  
〒600-8164 京都市下京区上柳町199 しんらん交流館内  
TEL 075-371-9247